

9—3
2—8

26. 地方行政の改革に関する件（案） 昭二六、九、一八

講和後の新國內態勢に即應する地方行政の根本的改革は、別途慎重に検討を加えた上措置することとし、さしあたつて、左の要領により、中央の行政改革に對應し、地方行政簡素化本部を設け、地方行政改革のため必要な措置を講ずるとともに地方公共團體に對し必要な勵獎を行ふものとする。

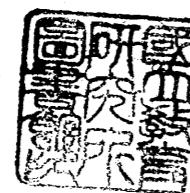
一、この改革の立案に當るべき地方行政簡素化本部は、岡野國務大臣を本部長とし、内閣官房、行政管理庁、大藏省主計局、法務府法制意見局、文部省、地方自治庁及び地方財政委員會等の主任官を部員として構成される非公式の連絡機關とする。

二、機構の改革については、政令改正諮詢のための委員會から提出された「行政制度の改革に関する答申」を参考とし、關係各省と協議し、地方自治委員會議の意見を聞いた上、立案し、閣僚小委員會に

おいて検討を加えた後、閣議に提出するものとする。

三、行政事務の整理及び職員の縮減については、前記答申を参考とし、國の行う行政事務の整理及び職員の縮減の方針に則つて、關係各省と協議し、地方自治委員會議の意見を聞いた上、立案し、閣僚小委員會において検討を加えた後、閣議に提出するものとする。

四、この改革のための所要の立法措置は、次の臨時國會においてとることを目途とする。



天野
292